

青森県立八戸第二養護学校いじめ防止基本方針

青森県立八戸第二養護学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学部でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こる可能性がある」という認識に立ち、本校の児童生徒が豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「青森県立八戸第二養護学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学部、学級内に、まわりの人を思いやるとともに、いじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童生徒、教職員の人権意識を高めます。

○児童生徒同士、児童生徒と教職員をはじめとする校内での温かい人間関係を築きます。

○いじめのサインを見逃さず、発見した場合には学校一丸となって適切な指導を行い、早期に解消します。

○いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものを示す。

学校では、何らかの方法で「いじめ」を訴えてきた児童生徒、保護者の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応する。

2 いじめを未然に防止するために

（１）児童生徒に対して

- ・児童生徒一人一人の気持や行動が受け止められ、お互いを大切にし、学級や学部の一員として自覚できるような学級、学部作りを行う。また、学級や学部のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを様々な学習をとおして育む。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ない振りをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の指導者や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。知らせることは決して悪いことではないことを併せて指導する。

(2) 教員に対して

- ・児童生徒一人一人が安心でき、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・児童生徒が自ら主体的に活動でき、学習に対して達成感・成就感を得られる授業を行うよう努める。
- ・指導者が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を持っているということを、様々な場面で児童生徒に示す。
- ・児童生徒の行動や言動の意味や背景を理解するよう努めながら、一人一人の変化に気付くことのできる感覚を磨く。
- ・児童生徒や保護者の気持ちに寄り添い、訴えを親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめへの対処等「いじめ問題」についての理解を深める。自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職や学部主任、同僚への報告を行い、協力しながらチームで対応する。

(3) 学校全体として

- ・教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関する聞き取りを学期に1回以上行い、必要に応じて児童生徒の状況、様子の変化などを共通理解する。
- ・「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
- ・管理職が、朝会等で「いじめ問題」に関する話題を取り上げ、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任や、まわりの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ・児童生徒の行動について、必要があれば学校全体で共通理解する。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者に対して

- ・児童生徒からの気になる変化に気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、関係機関の連携を深めることが大切であることを、保護者懇談等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

- ・児童生徒の様子を担当をはじめ、多くの指導者で見守る環境づくりを促進し、気付いたことを共有できるようにする。
- ・気になる変化が認められた児童生徒に対しては、注意深く観察を行うとともに、安心感を持たせることができるよう関わる。
- ・日頃の注意深い観察や聞き取りなどをとおして児童生徒の人間関係や悩みなどの把握に努め、気持を受け入れ、共に解決していこうとすることで信頼関係を深める。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談す

ることの大切さを児童生徒に伝えていく。

- ・ いじめられている児童生徒、保護者からの訴えを親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童生徒が、不安を解消し、自信を持つことができるよう励ます。
- ・ いじめに関する報告、相談を受けた指導者は、管理職、学部主任、生徒指導主事に報告すると共に、いじめ防止委員会をとおして校内で情報を共有するようにする。

(3) 早期の解消を・・・「傷口は小さいうちに」

- ・ 指導者が気付いたあるいは児童生徒や保護者から報告や相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、周囲の状況やそれまでの経過などを含め、構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているか、ということに気付かせるよう指導する。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図るよう指導する。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

(4) 真摯に対応を・・・「重大事態の発生」

- ・ 重大事態とは
 - ア 児童生徒が自殺を図った場合
 - イ 児童生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 児童生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - エ 児童生徒が高額の金品を奪い取られた場合
- ・ 重大事態が発生した際は、事実関係を把握し、速やかに県教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒の安全を最優先に確保し、心のケアと学校復帰に全力を尽くす。
- ・ いじめを受けた児童生徒、保護者への説明責任を自覚し、個人情報の取り扱いに配慮しながら、真摯に情報を提供する。

4 校内体制について

- ・ 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、両教頭、教務主任、学部主任、いじめ防止専門員、教育支援部主任、保健主事、生徒指導主事とする。
- ・ いじめ防止専門員の委嘱をする。
- ・ 年3回、いじめ防止委員会を開催し、方針の確認や情報交換等を行う。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談、報告があった場合には、当該学部主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童生徒・保護者への対応等を行う。必要に応じて指導の方針・方法の決定、実際の指導・援助、関係機関・県教育委員会への報告等について協議して行う。いじめに関する情報につ

いては、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、本校の職員が共有できるようにする。

・別冊 1、別冊 2

- ・学校評価においては、年度ごとの取組について児童生徒、保護者からの聞き取り、アンケート調査、職員の調査を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。
- ・年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図る。・・・表 1

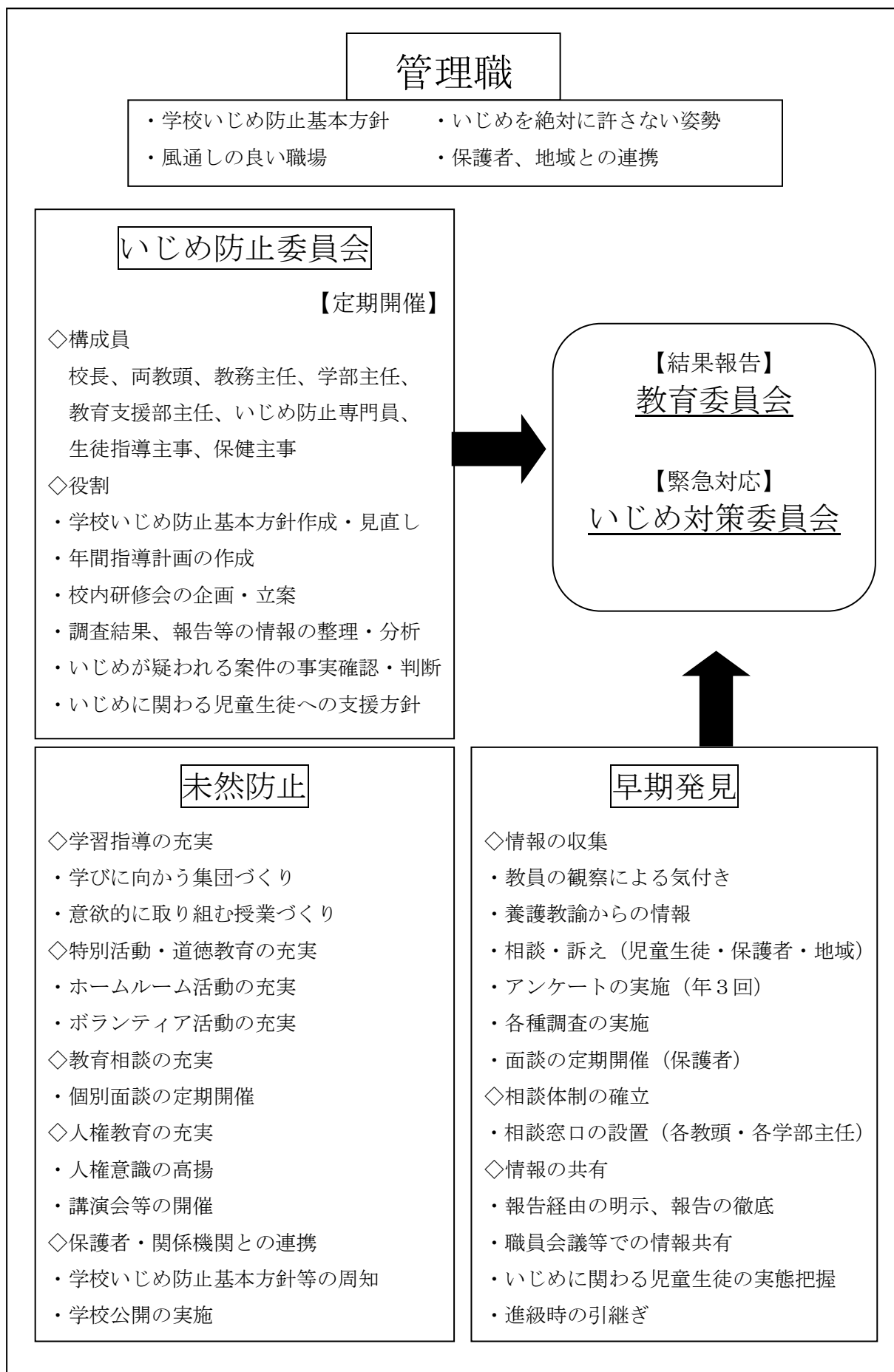
5 関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の県教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、県教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・本校の児童生徒と関わる関係機関（児童福祉施設、各施設、実習先等）との連携を密にする。児童生徒の実態、状況について、日頃から必要な情報については共有する。関係する児童生徒に「いじめ」が認められた場合にはその情報を提供するかどうか吟味した上で、必要に応じていじめの事実関係について情報を共有し、対応することとする。その場合、個人情報の取り扱いについては十分に配慮する。

附 則

- ・平成 26 年 3 月 12 日 作成
- ・平成 26 年 8 月 1 日 一部改正
- ・平成 27 年 2 月 20 日 一部改正
- ・平成 28 年 4 月 11 日 一部改正
- ・平成 29 年 4 月 27 日 一部改正
- ・平成 30 年 1 月 26 日 一部改正
- ・平成 31 年 4 月 22 日 一部改正

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



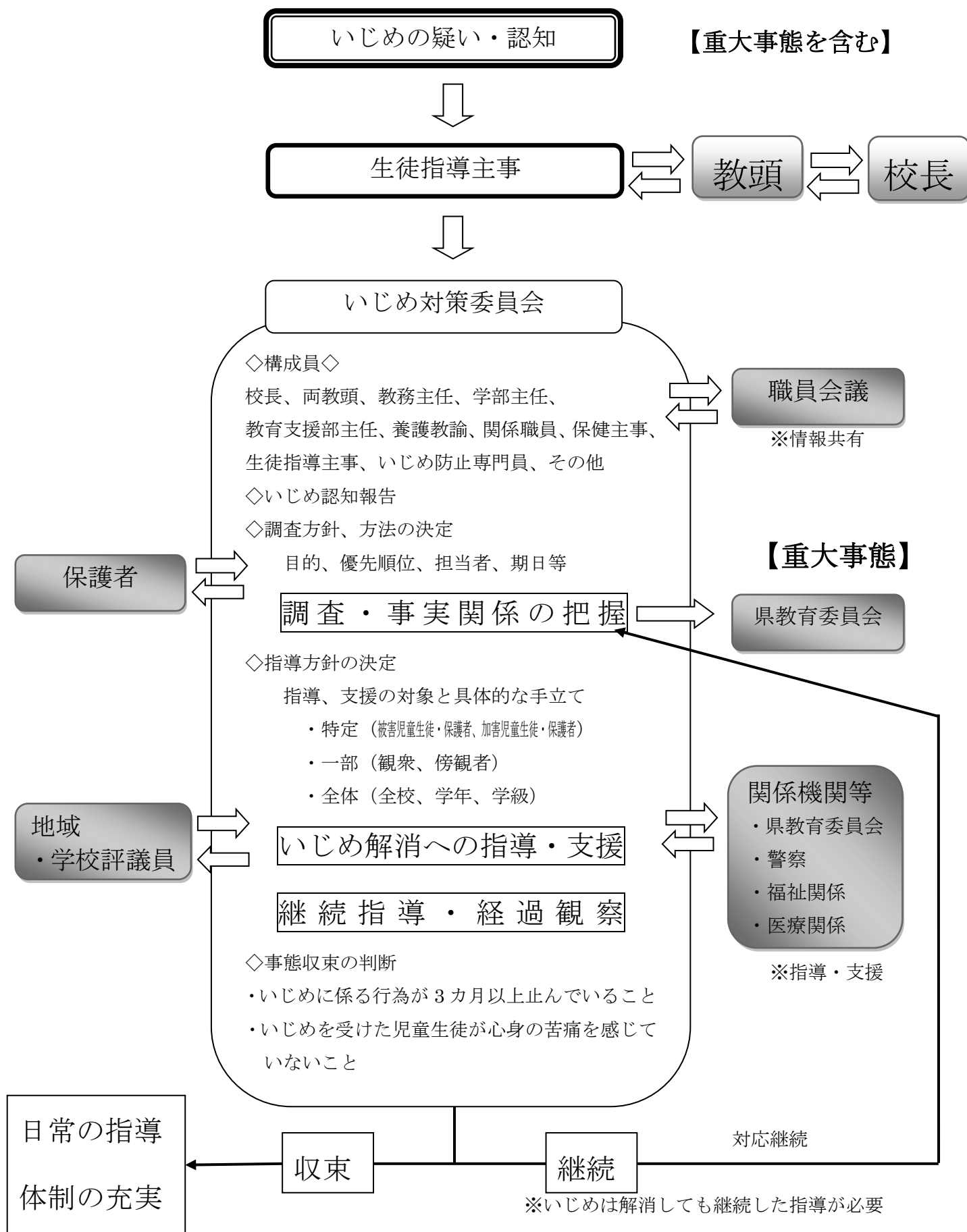


表 1

青森県立八戸第二養護学校 学校いじめ防止プログラム

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
4 月	・基本方針の確認と共通理解 ・学級活動（学級のルール作り・人間関係作り） ・第 1 回いじめ防止委員会 ・保護者面談 ・学部集会（学部のルール作り・人間関係作り）	職員会議 各学級 いじめ防止委員会 各家庭及び学校 各学部	教職員 児童生徒 教職員等 保護者 児童生徒	生活指導部主任 学級担任 生活指導部主任 学級担任 各学部職員
5 月	・いじめ防止基本方針の公開 ・第 1 回生活アンケート ・第 1 回生活アンケート回収及び集計	H P 配布物 配布物	保護者等 児童生徒 児童生徒	教務部情報係 生活指導部 生活指導部
6 月	・第 2 回いじめ防止委員会 ・学校評議員会	いじめ防止委員会 学校評議員会	教職員等 学校評議員	生活指導部主任 管理職
7 月	・第 1 回生活アンケート結果報告 ・第 1 回生活アンケート結果配布	職員会議 配布物	教職員 保護者	生活指導部主任 生活指導部
8 月	・保護者面談	各家庭及び学校	保護者	学級担任
9 月	・第 2 回生活アンケート	配布物	児童生徒	生活指導部
10 月	・第 2 回生活アンケート回収及び集計 ・第 2 回生活アンケート結果報告 ・第 2 回生活アンケート結果配布	配布物 職員会議 配布物	児童生徒 教職員 保護者及び教職員	生活指導部 生活指導部主任 生活指導部
11 月	・学級活動（学級のルールの再確認） ・学部集会（学部のルールの再確認）	各学級 各学部	児童生徒 児童生徒	学級担任 各学部職員
12 月	・学校評価	配布物	保護者及び教職員	管理職
1 月	・保護者面談 ・第 3 回生活アンケート	各家庭及び学校 配布物	保護者 児童生徒	学級担任 生活指導部
2 月	・第 3 回生活アンケート回収及び集計 ・第 3 回生活アンケート結果報告 ・第 3 回生活アンケート結果配布 ・第 3 回いじめ防止委員会 ・学校評議員会	配布物 職員会議 配布物 いじめ防止委員会 学校評議員会	児童生徒 教職員 保護者 教職員等 学校評議員	生活指導部 生活指導部主任 生活指導部 生活指導部主任 管理職
3 月	・いじめ防止基本方針の見直し ・児童生徒の情報交換、引き継ぎ等	放課後	教職員	生活指導部主任 各学部職員